



## 法第5条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末		平成23年 6月末		平成23年 9月末		平成23年 12月末		平成24年 3月末		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	4	53	7	113	22	292	26	321	26	321	30	394	31	398	32	420	33	421	33	421	
うち、実行に係る貸付債権	0	0	1	13	3	54	12	173	14	178	14	178	18	252	19	256	21	279	21	279	
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	2	9	2	9	4	22	5	24	5	24	5	24	5	24	5	24	5	24	
うち、審査中の貸付債権	4	53	2	41	14	154	3	7	0	0	4	73	1	4	1	21	0	0	0	0	
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	2	49	3	73	7	118	7	118	7	118	7	118	7	118	7	118	7	118	
	平成24年 6月末		平成24年 9月末		平成24年 12月末		平成25年 3月末		平成25年 6月末		平成25年 9月末										
	件数	金額	件数	金額	金額	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額									
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	34	435	36	461	36	461	39	489	39	489	39	489									
うち、実行に係る貸付債権	22	292	22	292	22	292	22	292	24	310	24	310									
うち、謝絶に係る貸付債権	5	24	5	24	5	24	5	24	6	34	6	34									
うち、審査中の貸付債権	0	0	2	25	0	0	3	27	0	0	0	0									
うち、取下げに係る貸付債権	7	118	7	118	9	144	9	144	9	144	9	144									

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。